

提供する代表的なサービス

ご存知ですか？

介護保険
(管理栄養士が行う)
居宅療養管理指導

同一建物居住者以外の場合 533 単位

同一建物居住者の場合 450 単位

* 平成 27 年 8 月から、所得の高い方の自己負担は 2 割になります。

医療保険
(自己負担は 3 割*)

在宅患者訪問栄養食事指導

同一建物居住者以外の場合 530 点

同一建物居住者の場合 450 点

* 保険の種類によって自己負担の割合は変わります



ともに、利用者あるいは患者宅に訪問して、食事や栄養管理の方法を具体的に指導します。サービス提供には、医師による指示や「特別食」の提供が必要との判断等が必要です。介護保険の認定を受けている場合、介護保険と医療保険には給付調整があり、注意が必要です。皆様の身近にこれら訪問栄養食事指導を実施する管理栄養士がない場合、都道府県栄養士会等が設立している「栄養ケア・ステーション」(あるいは、都道府県栄養士会) にご照会ください。

お問い合わせは

公益社団法人 日本栄養士会 電話番号: 03-5456-6555 ホームページ: <http://www.dietician.or.jp>

平成 27 年 3 月作成
制作協力: 日本栄養士会

管理栄養士の訪問サービス

栄養管理、低栄養の改善に

地域包括ケアシステム
構築の一助として
管理栄養士の活用を
お願いします



フレイルへの介入や
訪問栄養食事指導等を通じて
地域の高齢者の
健康づくりに
貢献します



公益社団法人 日本栄養士会

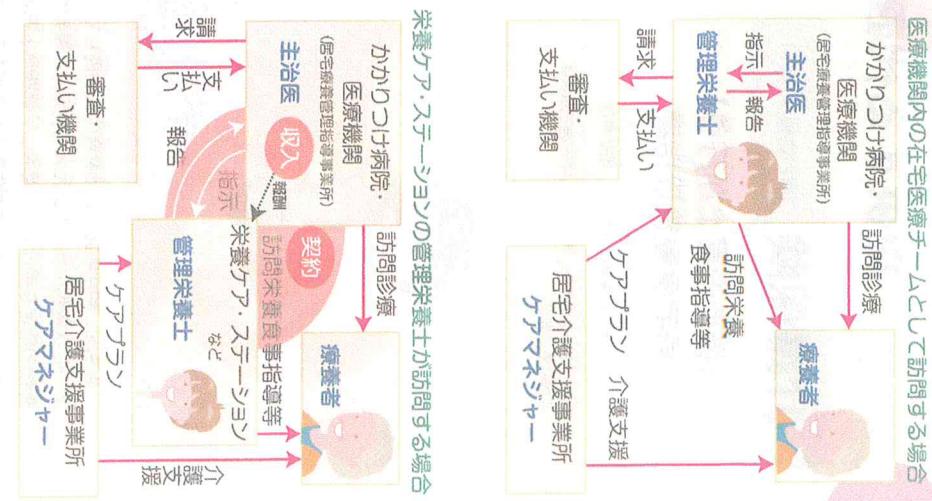
介護保険事業者の皆さん、医療関係者の皆さん、地域行政関係者の皆さん、私たち管理栄養士が、皆さんと協働して、地域での栄養ケア活動に貢献します
介護保険や健康保険を使って、利用者・患者さんに必要なサービスを提供します



管理栄養士を職員として雇用している場合は、その職員がサービスを提供しますが、いない場合でも、フリーランスその他の管理栄養士と個別に契約を結んでサービスを提供する方法や、栄養ケア・ステーション*にご相談いただき、派遣の手続きを含めて地域活動のできる管理栄養士を紹介する方法等もあります。

* 栄養ケア・ステーションとは、(公社)日本栄養士会・都道府県栄養士会等が開設する、管理栄養士が地域住民の皆様へ栄養ケアを提供するサービスステーションです。場所などわからぬ場合は、都道府県の栄養士会へお問い合わせください。

地域の居宅栄養管理指導事業所として訪問する場合



提供する代表的なサービス

(1回のサービスで約530円)

介護保険 (自己負担)

(管理栄養士が行う)
居宅療養管理指導

*平成27年8月から、所得の高い方の自己負担は
2割になります

(1回のサービスで約1,590円)

医療保険 (自己負担)

在宅患者訪問栄養食事指導

*保険の種類によって自己負担の割合は変わります



ともに、あなたのご自宅にお邪魔して、食事や栄養管理、料理の工夫などの方法を具体的にお伝えするサービスです。お医者さんが「病気や身体の状態に応じた食事が必要」と判断することや、介護保険、医療保険のいずれを使おうかなど、細かいルールがありますので、まずは、管理栄養士のいる、お近くの病院や診療所、栄養ケア・ステーション、ケアマネジャーがいるケアプランセンターなどに相談ください。

お問い合わせは

公益社団法人 日本栄養士会 東京都港区北青山5-13-5新館 MCVビル6階
電話 03-5425-6555 ホームページ <http://www.dietitian.or.jp>

平成27年3月作成
制作協力：日本在宅栄養学会

ご存知ですか？

管理栄養士の訪問サービス

食事や栄養のことへの不安、
栄養状態の改善サービスを
管理栄養士が行います

平成26年度老人保健事業推進費等補助金　老人保健健康増進事業
管理栄養士による在宅高齢者の栄養管理のあり方にに関する調査研究実験



公益社団法人 日本栄養士会

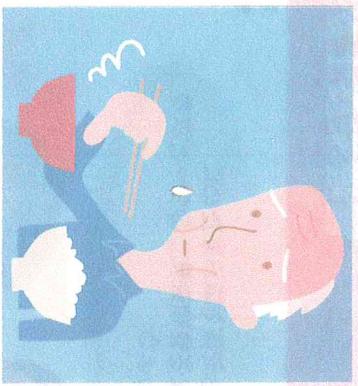
高齢者やご家族の皆さん、

食事や栄養のことでお困りのときは、私たち管理栄養士にお気軽にご相談ください

介護保険や健康保険を使って、あなたに必要なサービスを提供します *

*1 内容によっては一部、保険が使えないサービスがあります。サービス開始前にご説明申し上げます

★ 食欲が出ない



★ 元気や意欲がなくなった



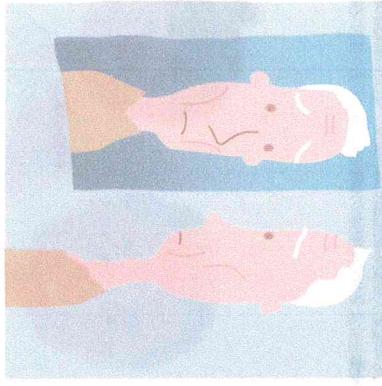
★ 嘔むことや飲み込むことに問題がある



★ 管理栄養士に相談したいことがある



★ 最近急にやせた



私たちへの連絡は、
お近くの

病院や診療所

管理栄養士

● 病院や診療所

私たち
管理栄養士が
いますので、
お気軽にご相談
ください

あるいは

● 居宅介護支援事業所
(ケアプランセンター)

● 地域包括支援センター

● ケアマネジャーさんを
おいて、私たちに
ご連絡ください

もしも上記で「対応でき
ない」「わからない」
と言われた場合には、
地域の栄養ケア・ステー
ション(または都道府
県の栄養士会)にお問
い合わせください。

訪問サービスを
希望する場合には、
● かかりつけ医に相談する
● ケアマネジャーに相談する

*2 栄養ケア・ステーションとは、(公社)日本栄養士会・都道府県栄養士会等が開設する、管理栄養士が地域住民の皆様へ
栄養ケアを提供するサービスステーションです。場所などがわからない場合は、都道府県の栄養士会へお問い合わせください。